

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年10月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

- 報告事項
- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
 - 報第2号 農政対策部会の結果報告について
 - 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第4号 作付変更届について
 - 報第5号 農地法第3条の3の届出について
 - 報第6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 坂井浩行 委員 | 2番 早川直子 委員 |
| 3番 山屋和徳 委員 | 4番 栞原一郎 委員 |
| 5番 小池秀一 委員 | 6番 志田洋一 委員 |
| 7番 笹岡大介 委員 | 8番 瀬高栄津子 委員 |
| 9番 山倉 広 委員 | 10番 佐藤直人 委員 |
| 11番 小師栄一 委員 | 12番 飛岡雅史 委員 |
| 13番 井上利弥 委員 | 14番 五十嵐弘作 委員 |
| 15番 吉田 昇 委員 | 16番 鈴木範男 委員 |
| 17番 熊倉 睦 委員 | 18番 田邊健一 委員 |
| 19番 淡路五樹 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

- | | |
|---------|----------|
| 青木誠一 委員 | 岡崎耕一郎 委員 |
| 川上利男 委員 | 北澤正之 委員 |

小 出 和 哉 委員
佐々木 一 光 委員
中 澤 伸一郎 委員
平 松 広 之 委員
丸 山 由 夫 委員
山 谷 秀 昭 委員
渡 辺 秀 人 委員

小 林 克 洋 委員
高 山 弘 則 委員
新飯田 雅 樹 委員
堀 江 義 栄 委員
山 寄 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員

推進委員欠席委員 1名

駒 形 徹 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 村 吉 治
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 事	三 本 琳 花

午前9時30分 開会及び開議

議長（栗原会長）

これより総会を開会します。

（挨拶 略）

最初に、本日の出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席19名、欠席0、推進委員、在任委員18名、出席17名、欠席1名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名いたします。

8番、瀬高栄津子委員、12番、飛岡雅史委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします、議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することについて、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第6号及び報第1号から報第6号までの以上12件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

2ページ欄外を御覧ください。今月の公社借入は、新規設定6件、4万548平米、再設定1件、512平米、合計7件、4万1,060平米です。これらの7件は、農地中間管理事業により、公益社団法人新潟県農林公社が借入するものです。

番号ごとに順次説明いたします。1ページをお願いいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

88番は、大宮新田地内の農地4筆、5,803平米。

89番は、大宮新田地内の農地1筆、2,019平米。

90番は、金子新田地内の農地1筆、1,268平米。

91番は、前谷内地内の農地1筆、4,410平米。

2ページをお願いします。

92番は、前谷内地内の農地2筆、4,338平米。

93番は、帯織地内ほかの農地10筆、2万2,710平米。

以上6件は、新潟県農林公社が新規に借入するものです。

94番は、再設定ですので説明は省略させていただきます。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

4ページ下段欄外を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定6件、4万548平米、再設定1件、512平米、合計7件、4万1,060平米です。

整理番号の元番は、先ほど説明した農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、農地の所在は、先ほど説明した公社借入のとおりで、また利用権の設定を受ける者、経営面積、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、番号ごとの個別の説明は省略させていただきます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

20ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、新規設定10件、3万9,444平米、再設定44件、16万485.35平米、合計54件、19万9,929.35平米です。

番号ごとに順次説明いたします。5ページをお願いいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、経営面積、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

95番は、原地内の農地2筆、4,207平米。

96番は、笹岡地内の農地2筆、1,881平米。

97番は、笹岡地内の農地2筆、2,741平米。

98番は、飯田地内の農地1筆、2,503平米。

6ページをお願いします。

99番は、飯田地内の農地6筆、9,807平米。

100番は、上保内地内の農地8筆、6,141平米。

101番は、上保内地内ほかの農地4筆、3,863平米。

102番は、月岡地内の農地4筆、2,036平米。

103番は、尾崎地内の農地2筆、471平米。

104番は、福岡地内の農地6筆、5,794平米。

以上10件は、相対により新規でそれぞれ賃借権を設定するものです。

8ページ、105番から20ページの148番までは再設定ですので、説明を省略させていただきます。

最後に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に係る案件で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告いただいた案件です。

21ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、交換によるもの2件、売買によるもの1件、合計3件、2,388平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

149番の帯織北地内の農地1筆、655平米と150番の栄荻島地内の農地1筆、606平米を交換により所有権を移転するものです。

151番は、蔵内地内の農地5筆、1,127平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第3調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

最初に、第3調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、10月25日午前9時から三条市役所三条庁舎大会議室北側において、栗原会長及び井上会長代理出席の下、開催いたしました。

開会后、転用申請で1,000平米を超える案件については現地調査を実施し、その後部会を開会し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前10時30分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月は、公社借入が新規設定6件、再設定1件、合計7件、4万1,060平米、公社貸付は新規設定6件、再設定1件、合計7件、4万1,060平米です。

次に、相対での利用権設定は新規設定10件、再設定44件、合計54件、19万9,929.35平米、所有権移転は交換によるもの2件、売買によるもの1件、合計3件、2,388平米です。

今月申請のあった案件は、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定しました。

議長（栗原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

24ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの2件、贈与によるもの5件、合計7件、1万4,833.59平米です。

番号ごとに順次説明いたします。22ページをお願いします。

26番は、直江町二丁目地内の農地1筆、274平米を、自宅から遠いため、譲渡人の要望で隣地を所有する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円、総額〇〇〇円です。

27番は、西鱒田地内の農地1筆、497平米を、隣地農地を所有する譲受人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

28番は、上須頃地内の農地14筆、6,425.95平米を、世帯内贈与するものです。

29番は、井戸場地内の農地4筆、2,038.64平米を、譲渡人は県外に在住し耕作できないことから、譲渡人の要望で贈与するものです。なお、譲受人は市外在住ですが、市内に農地を所有し耕作しています。

30番は、井戸場地内の農地5筆、2,480平米を、譲渡人は県外に在住し耕作できないことから、譲渡人の要望で贈与するものです。なお、譲受人は29番と同じ方です。

31番は、井戸場地内の農地3筆、1,453平米を、譲渡人は市外に在住し耕作できないことから、譲渡人の要望で贈与するものです。なお、譲受人は29番と同じ方です。

24ページをお願いします。

32番は、大平地内の農地1筆、1,665平米を、譲渡人の所有する他の農地から遠く不便なため、譲渡人の要望でこれまで貸し付けていた譲受人に贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買によるもの2件、贈与によるもの5件、合計7件、1万4,833.59平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定しました。

議長（栗原会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

25ページ欄外を御覧ください。今月の申請は1件、153平米です。

3番は、計画変更のみの案件で、令和6年4月23日付で農地法第5条の許可を受けた東本成寺地内の農地1筆、153平米について、隣接する宅地の構造物が越境していることが分かり、その部分を分筆し転用面積を5平米減ずる変更で、転用目的は前回と同様に建売住宅1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、三条市高等職業訓練校の東側45メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は1件、153平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものといたしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（栞原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

27ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、取消1件を含む8件、7,478.33平米です。

番号ごとに順次説明いたします。26ページをお願いいたします。

38番は、東裏館二丁目地内の農地2筆、557平米を使用貸借権の設定により住宅1棟、カーポート1棟及び通路の用地として利用したいもので、場所につきましては、三条市役所の西側320メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。なお、貸付人と借受人は親子です。

39番は、西裏館二丁目地内の農地3筆、2,920平米を売買により取得し、共同住宅6棟、駐車場60台及び通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、イオン三条店の西側60メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

40番は、塚野目三丁目地内の農地4筆、343平米を使用貸借権の設定により、既存宅地と一体で住宅1棟、作業所1棟、物置1棟及び通路の用地として利用したいもので、場所につきましては、三条東高校の北西側420メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。なお、貸付人と借受人は親子です。

41番は、上保内地内の農地3筆、1,566平米を売買により取得し、隣接する事業所の駐車場50台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR保内駅の北側220メートル付近で、おおむね300メートル以内に鉄道の駅がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

42番は、東本成寺地内の農地1筆、6.33平米を売買により取得し、既存宅地と一体で住宅拡張敷地の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市高等職業訓練校の東側45メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

43番は、長嶺地内の農地2筆、208平米を売買により取得し、長嶺自治会の公民館の駐車場7台の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、広域養護老人ホーム県央寮の南西側240メートル付近で、住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

44番は、須頃三丁目地内の農地2筆、1,878平米を売買により取得し、共同住宅1棟、自転車置場2棟及び駐車場48台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、北陸自動車道三条燕インターチェンジ料金所の南東側240メートル付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

45番は、令和5年11月30日付で農地法第5条の許可を受けた井栗地内の農地1筆、664平米について、県外へ転居することになり、予定した住宅1棟ほかが必要なくなったことから、許可処分取消申請があったものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は8件、7,478.33平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものと判断いたしました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定しました。

議長（栞原会長）

次に、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』説明いたします。

29ページ欄外を御覧ください。今月の申請は1件、5,869平米です。

11番は、記載の事由により、非農地としたいものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告します。

今月の申請は1件、5,869平米です。申請書類を審査し、担当区域委員及び事務局職員による現地調査を実施し、事務局から詳細説明を受け、現地の状況などから農地として継続して利用することができないものと見込まれ、また周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないことから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断すべきものとなりました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定しました。

議長（栗原会長）

次に、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』説明いたします。

30ページを御覧ください。

議案の説明の前に、相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明いたします。農家の相続には、複数の相続人への遺産分割による農地の細分化や相続税の負担に伴う経営の圧迫など大きな問題があります。このため、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、農地についての相続税納税猶予制度の特例措置が設けられております。農業相続人が農業を営んでいた被相続人から相続または遺贈により農地を取得して自ら農業を営む場合、または一定の貸付けにより農地として利用が確保される場合には、相続税の期限内申告書の提出により納付すべき相続税のうち、一定の要件の下、納税が猶予されます。この相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合は、農業委員会の適格者証明が必要となります。農業委員会で証明書の発行を受けた後、税務署で特例を受けるための申告を行うこととなります。このたび、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、農地等についての相続税の納

税猶予を受けるため、証明願の提出がありましたので、御審議いただくものです。

今回の証明願は1件で、1番は、被相続人は令和5年4月20日に死亡し、相続人により遺産分割協議が成立したことから申請されたものです。

農地の相続面積は、田1万3,766.12平米で、今回の相続税の納税猶予の特例対象農地面積は、相続農地と同じです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』の調査結果を報告します。

今月は、1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うことが認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として適正管理されていることから、適格者証明は適当と判断いたしました。

議第6号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第6号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり適格者として証明書を交付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり適格者として証明書を交付することに決定いたしました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了しました。

第3調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栗原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第6号までの6件を一括議題といたします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告願います。農政対策部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会は、10月22日午前9時30分から三条市役所2階大会議室北側において、栗原会長、井上会長代理の出席を得まして開催しました。

議題は、9月30日開催の農業委員会総会で付託されました「令和7年度三条市農林関係施策の要望について」のほか、「令和6年度農地パトロール（後期）について」等であります。

まず最初に、「令和6年度農地パトロール（後期）について」は、この後事務局から説明がありますので、省略します。

次に、「令和7年度三条市農林関係施策の要望について」であります。要望項目は昨年度と同じく10項目としました。

それでは、今年度の要望事項について、昨年度との主な変更点を説明したいと思いますので、お手元に配付した報第2号『農政対策部会の結果報告について』及び事前に発送した「報第2号参考」を御覧ください。

まず、「1 地域農業の活性化対策について」、2ページを御覧ください。（1）についてですが、「地域計画」の策定に当たり、市が先導して協議の場を進めるとともに、農業委員会と連携して地域での話し合いに参加すること、実効性のある計画づくりに加え、策定後も実態に即した見直しを行い、有効な施策を実施していただきたいことを要望することといたしました。

3ページの（5）を御覧ください。県農業共済組合の「収入保険」に加入するための公的助成が今年度は県内14市村で実施されていることから、引き続き加入支援を要望することといたしました。

続きまして、4ページの「3 農業経営基盤の整備について」、（1）を御覧ください。農地の基盤整備事業に係る予算の確保に加え、農地の保全管理についても同様に要望することといたしました。

続いて、「4 環境にやさしい、安心・安全な農業について」を御覧ください。昨年は、もみ殻焼却が法的にも認められた作業であることを啓発していただくよう要望しましたが、環境への負荷や市民感情を考慮し、削除いたしました。

続いて、6ページの「7 果樹栽培農家に対する助成措置について」を御覧ください。今年度は、洋梨「ル レクチエ」の褐色斑点病が増加傾向にあり、被害が拡大していること、また天候不順により和梨の一部品種で収穫量が減少しております。そのため、「三条市果樹共済加入促進事業」の拡充に加え、「収入保険」の加入促進を要望するとともに、樹園地の土壌改良に必要な資材に係る支援を要望することといたしました。

次に、「農業委員会総会等における電子機器の使用に係る申合せ事項」について説明します。これまでスマートフォン等の取扱いについて、総会や調査部会等では電源を切る、またはマナーモードにするなど使用を控えていただくようお願いしておりましたが、議事に関する記録や資料の閲覧に限り、使用できるようにしたいと考えております。なお、外部との連絡など議事進行に支障を及ぼす行為や議事に関係ない目的での使用はできないこと、使用するには個人情報等が漏えいしないよう厳重に取り扱うことを記載しました。この件について、皆様の御異議がなければ本日から施行したいと思います。

以上で農政対策部会の報告を終わります。

事務局（上林経営基盤係長）

続けて事務局から農地パトロールについて説明いたします。

本日付の「令和6年度後期農地パトロール実施に際してのお願い」の2ページを御覧ください。

こちらに現在のパトロール日程等を記載してありますが、変更がありましたら修正させていただきます。委員の担当区域ごとに、原則2名1組で農地パトロールが実施できるよう調査班を編成いたしました。先日開催の農政対策部会で、原則、三条・栄・下田の各地域ごとにまとまって、11月6日から8日まで実施することといたしました。また、使用する車両は、表中の「●」のついた方から御提供いただくようお願いします。11月6日は下田地域、11月7日は三条地域、11月8日は栄地域で、いずれも9時30分から開始し、調査報告、検討会を含め、2時間程度を予定しております。なお、各地域に事務局職員1名を配置させていただきます。

集合場所については、三条地域の委員は厚生福社会館2階第2集会室、栄地域の委員は栄庁舎1階多目的室、下田地域の委員は下田産業開発センター2階201会議室にそれぞれ御参集ください。

なお、車両を提供していただく委員は、ガソリンを満タンにして御参集ください。使用したガソリンにつきましては、事務局で負担させていただきますので、よろしく願いいたします。

スケジュールや調査方法の詳細については、パトロール当日の打合せで改めて説明させていただきます。

農地パトロールで確認する農地についてですが、前期パトロールを実施した農地について同様な状態か、また改善されていたかなどの確認と、新規に発見した遊休農地の調査をお願いいたします。

また、農地の所有者や耕作者へ、農地の利用について意向確認アンケートを行います。アンケートの対象としたほうがよいと思われる農地の選定をお願いいたします。なお、前期アンケートの対象とした農地につきましては、パトロールの結果、アンケートの回答どおりになっていない場合、事務局で利用意向調査や勧告を実施いたしますので、詳細な調査をお願いいたします。

農地パトロールの説明については以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がございましたら御発言願います。

15番、山寄推進委員。

推15番（山寄哲矢委員）

1点お伺いします。環境への負荷や市民感情を考慮し、もみ殻焼却の啓発を要望項目から削除したとの説明がありました。

先日、ある方がもみ殻の焼却処分をされて、翌日、そこに消防車とパトカーが来て、本人が事情を聞かれている場面を見ましたが、その方は体に障がいのある中でも一生懸命に農業に取り組んでおられる方で、それを見てもう少し農家の事情を理解してもらえないものかと思いました。私ももみ殻を燃やすことがいいとは言いませんし、市民感情への配慮も分かりますが、いろいろな状況の中でも一生懸命米作りに頑張っている農家が多いわけですので、令和8年度要望では改めて要望項目として取り上げるべきだと思います。農家の立場も分かってもらうという意味では、農業委員会の要望としてこれを掲げておいて、市民の協力を要請するぐらいのことがあってもいいのではないのでしょうか。

以上です。

議長（栗原会長）

環境の問題や、においの問題などいろいろあって、もみ殻の焼却処分は難しくなっていますが、個人的には3年か4年ごとに小さな区域に区切って焼却するようになれば、病気や雑草に対して農薬の使用量を削減できるのではないかという考えを持っており、7年度要望では項目を削除しましたが、この問題について話し合いは続けていったほうが良いと考えていますので御理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

推15番（山寄哲矢委員）

ありがとうございました。

議長（栗原会長）

ほかにございませんか。

17番、熊倉委員。

17番（熊倉 睦委員）

有害鳥獣駆除対策についての要望ですが、今、イノシシの被害が非常に拡大してきており、農林課も一生懸命対策をしていると思いますが、対策が追いつかないくらいの状況になっています。

それを踏まえて、市長要望のときに口頭で結構なので、集落と話し合いの上で協力して対策を進めるよう要望していただきたいと思います。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

私の集落でもイノシシ被害が非常に多く、農林課と相談して檻の設置など集落でできる対策を行っていますので、市長要望の際にはそういったことも伝えていきたいと思えます。

17番（熊倉 睦委員）

よろしく申し上げます。

議長（栗原会長）

ほかにございませんか。

1番、坂井委員。

1番（坂井浩行委員）

1番、坂井です。2点ほどお願いがあります。

もみ殻の焼却処分の件について、数年前にも農業委員会で啓発のチラシが議題となりましたが、誤解や認識不足から通報されるということが結構あると思いますので、いろいろな状況があるということをも市民の皆様から良く理解いただけるよう、広報やチラシなどで分かりやすく啓発をお願いしたいと思います。

次に鳥獣被害対策ですが、2年前までは県と市が共同で、無償で電気柵を設置できる予算があったのですが、1年ほど前に廃止になりました。

全額地元負担で電気柵の設置は難しいので、ぜひ復活させていただくよう要望していただきたいと思います。

事務局（山村事務局長）

1点目のもみ殻焼却についての啓発ですが、どのようにしていったら良いか農林課と検討したいと思います。

2点目の電気柵の件につきましては、農林課にそのような要望があったことを伝えま

す。

議長（栗原会長）

ほかにございませんか。

13番、堀江推進委員。

推13番（堀江義栄委員）

鳥獣被害対策としての狩猟免許についてですが、私の集落では今月、イノシシを2頭捕獲しましたが、猟銃を持っている人が高齢化してどんどん減ってきています。

狩猟できる人がもう3名くらい必要だということで、自治会から10万円補助するから狩猟免許を取ってくれるよう40代の人に声をかけているのですが、免許を取った人の話によると狩猟免許は良いのですが、猟銃の所持許可が非常に厳しいということです。

近年、猿やイノシシの被害が拡大しており、その時期だけでも狩猟ができないものか、何とかよろしくお願ひしたいと思います。

事務局（山村事務局長）

猟銃の所持許可は公安委員会の所管で、非常に厳しいというのは私も承知しております。これは発砲事件等の関係で厳しくせざるを得ないということかと思いますが、どのような対策ができるのか検討してまいりたいと思います。

議長（栗原会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告につい

て』を終了します。

農政対策部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栞原会長）

次に、報第3号から報第6号までの4件について、事務局、報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第1調査部会長、3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。11月26日午前9時から厚生福社会館2階第2集会室で会議を開催いたします。関係委員の方は出席をお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

また、来月の総会は29日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で総会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 栞原 一郎

議事録署名委員（ 8 番） 瀬高 栄津子

議事録署名委員（ 1 2 番） 飛岡 雅史
